	令和4	4年度第4回南部	町農業委	委員会総	念会議録	
招集年月日	令和4年7月8日(金)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 大会議室					
開会時間	13時30分					
閉 会 時 間	14時52分					
農業委員	番号	氏 名	出・欠	番号	氏 名	出・欠
出欠	1番	市川春樹	出席	5番	田 邉 元 史	出席
	2番	黒木 美由紀	出席	6番	庄倉 三保子	出席
	3番	糸田 雅樹	欠席	7番	恩田 一秀	出席
	4番	岩 指 久	出席			
農地利用最適	8番	井 上 武	出席	14番	板 秀樹	出席
化推進委員 出 欠	9番	恩田 真季	出席	15 番	頼 田 洋子	出席
ШХ	10番	亀尾 和男	出席	16 番	作野英明	出席
	11番	井 田 厚 美	出席	17番	遠 藤 宏 明	出席
	12番	牛田 弘則	出席	18番	吉次 純一郎	出席
	13番	秦野勝仁	出席			
議事録署名委員	17番	遠藤宏	明	18番	吉次 純-	一郎
出席吏員	事務局長	: 藤原 宰 事務	5局長補佐	潮 真也	事務員 田邉	操枝
傍 聴 人	0人					

付議案件			
議案番号	提出議案の題目		
第 1 号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について		
第 2 号	非農地判断に係る特別委員会の結果について		
報告事項	(1) 使用貸借の合意解約について		
	(1) 公務災害補償制度継続加入について		
その他	(2) 活動記録の記帳について (3) 令和4年度第5回南部町農業委員会総会日程		

□ 1□ T. 7 № 1□		
日程及び提出業金の題	(₹ \≈=+ \ }	
出議案の題	(発言者)	
目		
1. 開 会	局長	ただいまより、令和4年度第4回南部町農業委員会総会を開会致します。本
		日は3番糸田雅樹委員がご欠席です。農業委員会等に関する法律第27条及び
		南部町農業委員会会議規則第5条の規定により本会は成立していることを報告
		致します。それでは日程2の会長挨拶をお願いします。
0 44 4///	∧ ⊏	
2. 挨 拶	会長	= 省略 =
	局長	南部町農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、日程3以降は会長を
		議長として進行をお願いします。
3. 議事録署	議長	**************************************
名委員及び		議事録署名委員及び書記の指名を行います。議事録署名委員は、17 番 遠藤
書記の指名		宏明委員、18番 吉次純一郎委員、書記は田邉職員にお願いします。
	※ 日	
議案第1号	議長	議案第1号『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』上
農地法第5		程致します。提案者より説明を求めます。
条の規定に	局長	農地法第5条の規定により提出された下記の許可申請について、許可するこ
.,		との可否についての採決を求めます。詳細につきましては局長補佐より説明致
よる許可申		します。
請に対する	局長補佐	
許可につい	用其無性	【 議案第1号朗読及び説明(議案書 2~3 ター)】
て		番号1
		 土地の表示:
		合計:田1筆 m ² 契約種別: 所有権移転 売買
		用途:宅地 転用目的及び施設の概要: 共同住宅 駐車場
		譲渡人:
		譲受人:
		この申請地は半径 500m以内に 、 の公
		 共・公益施設があり、かつ隣接の には上下水道管が2種類埋設されていま
		一す。したがって農地区分は第3種農地に該当します。許可根拠は原則許可です。
		事業目的からみた転用面積は適当であり、転用妥当と判断しての申請です。売
		胃価格は10アール当たり 円、合計で 円と聞いています。
		番号2
		こ・ 土地の表示:
		合計:田1筆 ㎡ 契約種別:所有権移転 売買
		用途: 宅地 転用目的及び施設の概要:一般住宅 駐車場
		譲渡人:
		譲受人:
		この申請地は農業公共投資がされておらず、農地の集団性も認められないた
		め、小集団の生産力の低い農地のため、農地区分は第2種農地に該当します。
		許可根拠は代替地なしです。事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当
		と判断しての申請です。売買価格は10アール当たり 円、合計で
		円と聞いています。
		番号3
		出りり 土地の表示: 登記:田 現況:畑 地籍: ㎡
		合計:田1筆
		用途: 雑種地 転用目的及び施設の概要:駐車場

T	
	譲渡人:
	譲受人:
	この申請地は半径 500m以内に 、 の公共・公益施設があり、
	かつ隣接の町道には上下水道管が2種類埋設されています。したがって、農地
	区分は第3種農地に該当します。許可根拠は原則許可です。事業目的からみた
	転用面積は適当であり、転用妥当と判断しての申請です。売買価格は 10 アー
	ル当たり 円、合計で 円と聞いています。
議長	現地調査報告を庄倉委員よりお願いします。
庄倉委員	本日、午前9時より、恩田会長、市川職務代理、田邉委員、井上委員、亀尾
	委員、吉次委員、私、局長、局長補佐で現地調査を行いました。
	番号1ですが、現地調査資料の1ページをご覧下さい。申請地の右側の道路
	はで、左側はになります。隣はです。
	3 ページの土地利用計画図を見て下さい。 と同じ高さまで盛土をして高さ
	を揃えられます。左側の駐車場には車が6台停めるようになっていますが、現
	地で、を利用して駐車しないと狭いのではないかという話が出ました。
	右側の駐車場は に面していて、中に入ってから車を回せるので問
	題はないと思いました。4 ページの排水計画図をご覧ください。左側の道路境
	界線と書いてある所に側溝を付けます。雨水はそこに向かって流れ、上側の水
	路に流す計画です。
	2番について報告します。8ページをご覧下さい。上に通っているのは
	で、申請地のすぐ上は です。10ページの土地利用計画図をご覧
	下さい。車は から入るようになっていて、駐車場、家、後ろ側に花壇スペ
	ース、自転車置き場などになっています。11ページの排水計画ですが、
	の方に側溝がありますので、そこに向かって雨水は流れる計画です。
	3番について報告します。16ページをご覧下さい。申請地の上側の交差点を
	上に行くと 、右に向かうと と言う位置です。17ページをご覧下
	さい。上側のに向かう道路側の宅地はの事務所と駐車場になって
	います。そこが手狭になった為、売買で取得して新しく駐車場にされる計画で
	す。18ページの土地利用計画図をご覧ください。申請地は、現在は農地として
	活用されていて、サツマイモ、トウモロコシ、カボチャが植えてありました。
	隣地住宅緩衝地帯とありますが、これは地元農業委員さんに説明をお願いした
	いと思います。19ページの排水計画図をご覧下さい。雨水は申請地の下側に溝
	が掘ってあり、そこに流れる計画です。以上です。
議長	議案第1号について質疑を受けます。
田邉委員	3番ですが、隣地住宅緩衝地帯の管理運営はどのようにされるのですか。
議長	市川職務代理より説明を願います。
市川職務	隣地住宅緩衝地帯ですが、現地調査資料の17ページを見ていただきますと、
代理	緩衝地のすぐ下側が宅地となっています。そこに現在家が建っています。トラ
10座	
	ック等の排気ガスの影響などの被害防除も考えて、ここは使わずに空けておく
	と言う事です。管理についてですが、事務所の左側に仮眠室があり、現在、警
	備の為に男性がお一人住んでおられます。この方が月に1度は敷地内の草刈り
	などきれいにされていますので、ここの緩衝地帯および法面に関しても管理していただけると対策していますが、気が付いた東がたわば、落味、形ち者の大
	ていただけると判断していますが、気が付いた事があれば、適時、所有者の方
田泊壬日	と連絡を取りたいと思っています。
田邉委員	分かりました。
黒木委員	説明を聞きまして、田んぼや畑がどんどんなくなって、住宅などになってい
	くのはとても残念なことだと思いました。特に番号1ですが、 の方が購

	ı	コントラー 世界を与いるとコール こうには、この何は、バハストンでがき、ファ
		入されて、共同住宅にされるということですが、この経緯が分かれば教えて下
		さい。
	局長補佐	番号1の譲受人は の方ですが、元々は の方で、 でも
		2件ほどアパートの経営をされています。 で 棟目です。この方は、他の
		事業、 の仕事もされていて、その仕事の関係で一時的に に住所
		を移されているとお聞きしています。
	黒木委員	分かりました。
	亀尾委員	番号1についてお聞きします。現地調査資料の4ページを見ますと、上の方
	电化安只	に と書いてあります。そこの間に 2m50 cmくらいの斜面があります。そ
		この草刈りなどは誰がされますか。フェンスで囲った後のです。今は地
	1 N II	権者の方がされていると思いますが。
	局長補佐	から申請地の間に法面がありますが、申請地自体を道路と同じ高さに
		されますので、法面部分も埋め立てられて、草は生えない状態になります。
	議長	占用願いは出してありますか。
	局長補佐	はい。
	亀尾委員	分かりました。
	頼田委員	番号2番は譲受人が の方で、譲渡人が の方ですが、関係が分か
		れば教えて下さい。
	局長補佐	#
	河及柵伍	不動産会社が仲介に入っておられて、特に関係性はございません。
	括田壬昌	
	頼田委員	分かりました。
	議長	他にございませんか、ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第1号『農地法第5条の規定による許可申請に対する
		許可について』は、議決、承認されました。
議案第2号	議長	議案第2号『非農地判断に係る特別委員会の結果について』上程致します。
		提案者より説明を求めます。
非農地判断	局長	非農地判断に係る特別委員会の結果につきまして、別添の資料を用意してお
に係る特別		ります。詳細につきましては、局長補佐より説明致します。
委員会の結	局長補佐	事前に、特別委員会による現地確認資料と写真入りの議案第2号資料をお配
果について	7 7 7 1111	りしています。写真入りの資料は、去る6月14日に、田邉委員、井上委員、牛
		田委員、私の4名で 地区を回った時に撮影したものです。それから、本日
		午前中に再確認の意味で現地確認を行っております。
	 議長	このことにつきまして、田邉委員より説明をお願いします。
	田邉委員	去る6月14日の火曜日、10時から11時30分の間で、私と井上委員、牛田
		委員、潮局長補佐と現地を見て回りました。が
		ほとんどです。議案第2号資料の①から説明します。①は 集落の の上に
		さんの家があります。そのちょうど真後ろになります。②は、先ほどの
		さん宅からに登る道があって、そこから見た所です。③と④は、
		を登った突き当りになります。いずれも非農地やむを得ない状態で
		した。⑤は、 さんのお宅から見たものです。ここも非農地の状態でした。
		⑥、⑦、⑧、⑨は、 を少し下に上がった所です。写真のとおり林の
		状態です。⑩、⑪は さんのお宅の下になります。写真では耕したように見
		えますが、現地は草が生えて非農地の状態でした。 ⑫、⑬は さんのお宅の
		真後ろで、林の状態でした。⑭は後ろに竹藪が迫っている状態です。その先の
		⑤も林の状態です。⑥から②は峠を越えた所で、いずれも山の状態でした。以
		上、全ての農地について非農地やむを得ない状態でした。
		エ、エ、ツ展地に フバスが展地 / むで付は、小部 / した。

議長質疑を受けます。	
庄倉委員 確認です。全て の土地で	ご すか。
局長補佐 全て さん所有の土地でしたが、	
に変わっています。	
庄倉委員 非農地になった後は が管理するのですか、投げっ	ぱなしの状態になるので
すか。	
議長 分かりますか。	
牛田委員後の管理については、 さんと話しをしています。するようにしています。	近日中に か を
庄倉委員 分かりました。	
市川職務 非農地になった後は、奥の方は難しいかもしれませ	けんが、近隣の農地に被害
代理 が出ないように 、 などで管理されるのでしょう	っか。
牛田委員 農地に隣接している所については、	にお願い
をしていますので、近日中にを出すように考え	
	2。希望として、農地の周
代理 辺の管理は宜しくお願い致します。	
中田委員 分かりました。	
議長 他にございませんか。ご異議ございませんか。	
一同 異議なし。	
議長 異議なしと認め、議案第2号『非農地判断に係る特別	別委員会の結果について』
は原案どおり議決、承認されました。	1.3. m²].].
5. 報告事項 議長 5. 報告事項『(1) 使用貸借の合意解約について』説明	
(1) 使用貸 局長補佐 【『(1) 使用貸借の合意解約について』朗読	(議系書 5 🤊) 📗
借の合意解議案第1号番号1に関わるものです。約について議長質疑を受けます。	
「	なったのですか それか
ら、解約理由が合意解約となっていますが、他の解約	· -
局長補佐 さんが、地権者さんに話を持っていかれた	
直前まで耕作されていましたので、さんが辞められ	
解約理由に合意解約以外はあるのかというご質問に	-
借には賃貸借と使用貸借があります。賃貸借を解約さ	
の許可が必要です。農地法第 18 条に基づいて、合意	
れというのがございます。賃借人が、信義に反した行	
申し入れをされます。他に、農地等で転用することが	
作を相当とする場合などがあります。そのような場合	、解約される3ヶ月前ま
でに申請されるように農地法第 18 条で定められてい	ます。ただし、貸し人と
借り人とが文書で解約に合意してから 6 ヶ月以内に	農業委員会に通知をした
り、農地調停による合意解約、利用関係の紛争に関す	る調停で、裁判所に申し
立てる必要がある場合、もしくは 10 年以上の期間の	定めのある賃貸借で、賃
貸借の更新をしない旨の通知をすれば、その大原則で	がある知事の許可を得る必
要がないということです。今回は6ヶ月以内に農業委	員会に通知したものです
から、知事の許可は不要です。その他に、解除条件で	っき賃貸借というものがあ
ります。農地を適正に利用していない場合、あらかじ	じめ農業委員会に届出て解
除される場合もあります。使用貸借の解約につきまし	ては、農地法上は特に決
まりはありませんが、農地台帳の管理を行う為や、経	2 当なみたり シャバナル 西川
	宮移譲年金など文紀安件

	H I Z I	していただくようにお願いをしているところです。少し難しい内容になりましたが、分からないことがありましたらお尋ね下さい。
6. その他	黒木委員 議長	分かりました。
	議長	他にございませんか。無いようですので、報告事項を終わります。 『活動記録の記帳について』説明を願います。
活動記録の記帳について	局長補佐	先月の総会で秦野委員よりご要望のありました活動記録簿のマニュアルを 用意しました。総会終了後には活動記録の記帳について研修会を行います。最 初 15 分ほどのビデオを見ていただいてから、ご質問等をお受けしたいと思い ます。
令和4年度第 5回農業委員 会総会の日程 について	議長	令和4年度第5回南部町農業委員会総会は、令和4年8月10日(水)に開催します。
8. 閉 会	議長	これにて、令和4年度第4回南部町農業委員会総会を閉会致します。